

商品概要説明書

子育て応援定期積金 「エール」

(令和 年 月 日現在)

1. 商 品 名 (愛 称)	・ 子育て応援定期積金 「愛称：エール」
2. 取扱期間	・ 令和8年3月2日（月）～令和9年2月26日（金）
3. 販売対象	・ 22歳未満の子どもがいる世帯で、原則親権者の方
4. 期 間	・ 1年以上5年以下（ボーナス掛込の併用可）
5. 払込方法 (1) 払込方法	・ 口座振替 ・ 契約期間内で1か月または2か月の掛込間隔で掛金を分割払込（払込は定額式） ・ 預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 なお、令和3年10月1日以降の新規契約分から約定掛込日に掛込金が振替元の残高を超え中止した場合は、次回以降これを含めて掛込額の単位で掛込みを行います。
(2) 払込金額	・ 1回当たり1,000円以上 ※ただし、掛込総額12万円以上300万円以下
(3) 払込単位	・ 1円単位
(4) 預入時 確認書類	・ ご利用の際はお届け印・本人確認書類の他に、親権者であることが確認できる公的書類（健康保険資格確認書や母子手帳等）をご提示ください。
6. 払戻方法	・ 約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以降後に一括して給付契約金を払い戻します。
7. 給付補填金 (1) 適用利回り	・ 預入時の約定利回りを満期日まで適用します。 ※金利情勢に大幅な変化があった場合、金利の見直し、または、お取扱いを中止することがあります。
(2) 支払頻度	・ 満期日以後に一括して支払います。
(3) 計算方法	・ 計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に約定利回りを乗じて計算します。
(4) 税 金	・ 20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。
(5) 利回り情報の 入手方法	・ 金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。
8. 手 数 料	—
9. 付加できる 特約事項	・ 総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.5%を上乗せした利率） ・ 普通貯金等からの自動振替による払込ができます。
10. 中途解約時の 取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、解約日における普通貯金利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。

11. 貯金（預金） 保険制度 （公的制度）	・保護対象 当該貯金は当組合の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容	・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合本支店または統合リスク管理室（電話：0120-43-4401）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J Aバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合統合リスク管理室またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。 神奈川県弁護士会紛争解決センター（電話：045-211-7716）
13. その他参考と なる事項	・22歳未満の子ども1人につき1本までの契約といたします。 ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。 または契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による延滞利息をいただきます。 ・掛金が掛込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

※詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aさがみ